平成２１年（フ）第９５３号
東京都豊島区池袋本町４丁目21番17号ジェイパーク池袋本町306号
債務者　秀平　勝己
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５６号
東京都江戸川区西瑞江５丁目15番地71
債務者　小島　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９７１号
東京都東村山市秋津町３丁目50番地９
債務者　石川　英美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４２号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬５―609
債務者　佐藤まなみ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２８０号
千葉県茂原市小林2574番地８
破産者　株式会社レテック
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２８１号
千葉県山武市蓮沼ニの5542番地１
破産者　秋葉　茂裕
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第９９９号
栃木県真岡市荒町４丁目１番地14
破産者　北栄商事株式会社
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市昭和１丁目７番３号
破産者　高山　　恵
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５６号
栃木県鹿沼市楡木町636番地
破産者　道路施設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９５号
栃木県宇都宮市白沢町1297番地８、前住所埼玉県春日部市梅田本町２丁目25番３号　エルディムスターハイム202
破産者　山﨑　良枝
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市睦町４―７　グランドハイツ睦町1007号、住民票上の住所栃木県鹿沼市楡木町636番地
破産者　神山　　清
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５９号
栃木県宇都宮市睦町４―７　グランドハイツ睦町1007号、住民票上の住所栃木県鹿沼市楡木町636番地
破産者　神山　静子
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１１号
横浜市旭区桐が作2031番地
破産者　有限会社横浜ワークス
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９４号
長野県塩尻市大字洗馬2924番地１
破産者　有限会社清水モータース
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第６１６号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北７丁目４番９―11号
破産者　三木精工株式会社
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
奈良県宇陀市室生区三本松2357番地の１
破産者　株式会社大丸通商
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１００８号
札幌市南区南沢１条１丁目３番30号
破産者　有限会社しふ
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１７年（フ）第３４５号
岩手県二戸市金田一字湯田43番地１
破産者　有限会社北陽荘
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７２７号
千葉市美浜区中瀬２丁目６番地
破産者　株式会社ＰＬＥＮＡ　ＭＯＶＡＤＯ
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７２９号
千葉県四街道市四街道２丁目25番19号
破産者　岩井　俊欣
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係